Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成26年 3月 4日解禁

## 記 者 発 表 資 料

国道220号垂水市牛根境の連続雨量140mmによる暫定通行規制基準を解除します。

国道220号 垂水市牛根境付近(178k000ポ み付近)の法面崩落箇所について、平成24年6月27日第1報発表で、災害箇所における暫定規制基準(連続雨量140mm時に全面通行止めを実施)を設定していましたが、災害復旧工事も完了し連続雨量140mmに達した雨量による被災もなく、学識経験者のご意見も踏まえ、暫定規制基準の"連続雨量140mm"を解除します。

※但し、従来の異常気象時通行規制区間 (L=3.8km) の雨量基準 (連続雨量200mm) は継続されます。

記

1. 場 所

国道220号 鹿児島県垂水市牛根境

2. 今後の通行規制基準

通行規制基準 : 連続雨量200mmに達した場合

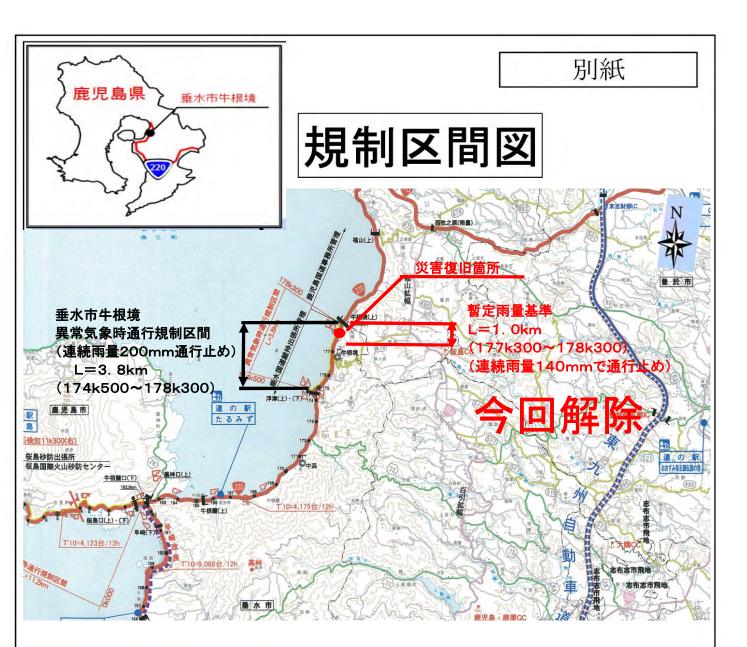
通行規制延長 : L=3.8km

3. その他 詳細については、ホームページをご覧下さい。

HPアドレス : http://www.qsr.mlit.go.jp/osumi/

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 電 話 : 0994-65-2541 (代表) 技術副所長 永利 信太郎 (ながとし しんたろう) (内線205) 道路管理課長 中島 浩二 (なかしま こうじ) (内線431)



## 『経緯』

H26.3.4	暫定規制基準(連続雨量 140mm【L=1.0km】)の解除
H24. 8. 3	暫定雨量基準の一部(時間雨量30mm【L=1.0km】)解除
H24. 6. 27	暫定規制基準の設定 延長L=1.0km (連続雨量140mm及び時間雨 量30mmで通行止め)
H24. 6. 22	垂水市牛根境で災害発生 (全面通行止め)